



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

264	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
265	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
266	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	2
267	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	2
268	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
269	生活保護法による施術機関の指定	(").....	4
270	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	4
271	"	(").....	4
272	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	4
273	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	5
274	救急病院の申出の撤回	(医務課).....	5
275	救急病院の認定	(").....	5
*276	平成12年和歌山県告示第305号(家畜伝染病予防法の施行に関する事務手数料)の一部改正	(畜産課).....	5
*277	令和元年和歌山県告示第509号(家畜人工授精等手数料)の一部改正	(").....	6
278	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	7
279	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7

告 示

和歌山県告示第264号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海医新 6-26	紀美野町国民健康保険志賀野診療所	海草郡紀美野町西野20番地1	平成 31.3.31
海医新 7-26	紀美野町国民健康保険小川診療所	海草郡紀美野町奥佐々23番地	令和 2.3.31
西薬新 18-26	調剤薬局花みかんたらちね店	西牟婁郡白浜町3110番地の4	令和 5.12.13
田歯新 23-26	矢田歯科医院	田辺市高雄三丁目9番16号	令和 5.12.26

海南医新 57-05	三木眼科医院	海南市日方330番地	令和 5.12.31
橋薬新 35-28	カモメ薬局	橋本市高野口町向島42-15	令和 5.12.31
御薬新 3-26	大堀薬局	御坊市菌156-4	令和 5.12.31
田医新 90-03	松尾医院	田辺市中辺路町栗栖川27	令和 5.12.31
紀医新 62-03	坂口内科	紀の川市貴志川町井ノ口577-1	令和 5.12.31
紀歯新 2-26	清瀧歯科医院	紀の川市花野117-1	令和 5.12.31
伊医新 16-26	上田内科	伊都郡かつらぎ町笠田東171	令和 5.12.31

和歌山県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
大堀真人	御坊市菌156-4	大堀薬局	御坊市菌156-4	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和 5.12.31

和歌山県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
田薬新 2-26	センザキ薬局	田辺市高雄一丁目14番34号	令和 6.1.2
紀医新 30-26	岡整形外科	紀の川市桃山町市場383-1	令和 6.2.1

和歌山県告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
橋歯新 9-26	こじま歯科医院	橋本市古佐田1-1000	令和 6.2.1

和歌山県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医新 57-05	星の森消化器内科クリニック	岩出市中迫字塚本145他 フォレストモール岩出I棟	令和 5.7.1
伊薬新 22-05	萩原薬局	伊都郡かつらぎ町佐野185	令和 5.8.1
海南医新 58-05	みき眼科	海南市船尾193-4	令和 6.1.1
橋薬新 47-05	ポプラ薬局	橋本市高野口町向島42-15	令和 6.1.1
御薬新 30-05	大堀薬局	御坊市菌156-4	令和 6.1.1
紀医新 65-05	坂口内科・外科・往診クリニック	紀の川市貴志川町神戸452-1	令和 6.1.1
紀歯新 26-05	清瀧歯科医院	紀の川市花野117	令和 6.1.1
田医新 95-05	田辺市中辺路第1診療所	田辺市中辺路町栗栖川28番地の2	令和 6.2.1
橋薬新 48-05	たけのこ薬局	橋本市光陽台一丁目5-16	令和 6.3.1
田薬新 49-05	薬局スーパードラッグキリン下万呂西店	田辺市下万呂560-1	令和 6.3.1
紀歯新 27-05	紀の川こもれび歯科医院	紀の川市下井阪466-1	令和 6.3.1
西医新 49-05	みなべ眼科クリニック	日高郡みなべ町埴田1574-19	令和 6.3.1

和歌山県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田あ新 4-05	坂本昇次	明光鍼灸マッサージ院（あん摩・マッサージ） 田辺市明洋二丁目3-11	令和 6. 2. 16
田は新 19-05	坂本昇次	明光鍼灸マッサージ院（はり・きゅう） 田辺市明洋二丁目3-11	令和 6. 2. 16

和歌山県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年 月 日
		旧	新	
橋歯新 9-26	こじま歯科医院	橋本市古佐田1-1-16	橋本市古佐田1-1000	令和 3. 7. 12

和歌山県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年 月 日
				旧	新	
紀訪新 6-26	社会福祉法人聖 アンナ福祉会	紀の川市貴志川町 上野山302-1	聖アンナ訪問看護 ステーション	紀の川市貴志川 町上野山302-1	紀の川市貴志川 町尼寺359番地	令和 6. 2. 1

和歌山県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1項中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改め、第2項中「第30条第1項」を「第31条第1項」に、

「牛IBR・BVD・PI3・RS・アデノ五種混合予防注射
1件につき 1,300円」を

「牛IBR・BVD・PI3・RS・アデノ五種混合予防注射
1件につき 1,800円」に改める。

和歌山県告示第277号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第7号の規定により、令和元年和歌山県告示第509号（家畜人工授精等手数料）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1項を次のように改める。

1 人工授精関係手数料

家畜の種類	単位	人工授精手数料（円）		精液分譲手数料（円）	摘 要
		精液を含む場合	精液を含まない場合		
輸入種雄牛	1回	3,620	2,680	940	精液分譲手数料は、1本につきとする。
事業団乳牛A	1回	3,400	2,680	720	同上
事業団乳牛B	1回	3,620	2,680	940	同上
事業団乳牛C	1回	3,960	2,680	1,280	同上
事業団乳牛D	1回	4,500	2,680	1,820	同上
事業団乳牛E	1回	5,060	2,680	2,380	同上
事業団乳牛F	1回	6,160	2,680	3,480	同上
事業団乳牛G	1回	8,360	2,680	5,680	同上
事業団乳牛H	1回	3,740	2,680	1,060	同上
事業団乳牛I	1回	7,260	2,680	4,580	同上
事業団乳牛J	1回	9,460	2,680	6,780	同上
事業団乳牛K	1回	10,560	2,680	7,880	同上
事業団乳牛L	1回	11,660	2,680	8,980	同上
事業団輸入精液A	1回	9,020	2,680	6,340	同上
事業団輸入精液B	1回	6,820	2,680	4,140	同上
事業団輸入精液C	1回	6,540	2,680	3,860	同上
和牛	1回	3,180	2,680	500	同上
事業団和牛A	1回	3,400	2,680	720	同上
事業団和牛B	1回	3,620	2,680	940	同上
事業団和牛C	1回	3,960	2,680	1,280	同上
事業団和牛D	1回	4,500	2,680	1,820	同上
事業団和牛E	1回	5,060	2,680	2,380	同上
事業団和牛F	1回	6,160	2,680	3,480	同上

事業団和牛G	1回	8,360	2,680	5,680	同上
事業団和牛H	1回	10,560	2,680	7,880	同上
事業団和牛I	1回	13,860	2,680	11,180	同上
事業団和牛J	1回	19,360	2,680	16,680	同上
事業団和牛K	1回	24,860	2,680	22,180	同上
事業団和牛L	1回	7,260	2,680	4,580	同上
事業団和牛M	1回	11,660	2,680	8,980	同上
事業団和牛N	1回	7,050	2,680	4,370	同上
事業団和牛O	1回	9,460	2,680	6,780	同上
事業団和牛P	1回	17,160	2,680	14,480	同上
輸入豚	1回	7,410	4,820	2,590	精液分譲手数料は、70ccにつきとする。
国産豚	1回	6,250	4,820	1,430	同上

和歌山県告示第278号

令和5年和歌山県告示第1366号（以下「告示第1366号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 所在が不分明である通知の相手方
大家留造
- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1366号のとおり

和歌山県告示第279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3668	田辺市上秋津字柿平4341番1の一部	田辺市上秋津1582番地 株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 6.2.29	5.00	35.00